第十七条の六第一項第九号中「第十七条の二第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の」を「新規事業分野開拓会社等の議決権について第十七条の二第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項の規定による」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。

第十七条の七の二第一項中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に改める。

第十七条の七の四を第十七条の七の五とし、第十七条の七の三を第十七条の七の四とする。

第三章中第十七条の七の二の次に次の一条を加える。

（特例対象会社）

第十七条の七の三　法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの

2　前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3　法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第三十四条の二十三の二第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4　法第二条第十一項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

第十九条の見出し中「公告」を「公告等」に改める。

第十九条の二第一項中「からトまで」を「からチまで」に改め、同項第一号中トをチとし、へをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　会計監査人の氏名又は名称

第十九条の二第一項第五号ロ(1)中「第九十六条第一項第三号のイ」を「第九十六条第一項第三号イ」に改め、同号ホ(3)中「第十三条の三第一項第五号」を「第十三条の三第一項第五号イからホまで」に改め、同号リ中「公認会計士」の下に「（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十二条第九号の二中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

九の三　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の会計監査人の履歴書

第二十二条の二第九号の二中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

九の三　当該会社分割を行つた後における銀行の会計監査人の履歴書

第二十五条第二号ハ中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削る。

第二十八条中「法第四十七条第一項に規定する」を「同項に規定する」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　当該外国銀行支店が法第四十七条の二に規定する資本金に対応する資産を国内において保有していることを証する書面

第二十八条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、前項の免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　当該申請に係る外国銀行支店の法第四十七条の二に規定する資本金に対応する資産の額が令第十三条第二項に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする外国銀行支店の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二　事業開始後三事業年度を経過する日までの間に当該申請に係る外国銀行支店の一の事業年度における当期利益が見込まれること。

三　当該申請に係る外国銀行支店の業務に関する十分な知識及び経験を有する日本における代表者又は従業員の確保の状況、外国銀行支店の経営管理に係る体制等に照らし、当該申請をした外国銀行が外国銀行支店の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

四　当該申請に係る外国銀行支店の業務の内容及び方法が預金者等の保護その他信用秩序の維持の観点から適当であること。

第二十九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十条の三を第三十条の四とし、第三十条の二を第三十条の三とし、第三十条の次に次の一条を加える。

（預金者等に対する情報の提供）

第三十条の二　外国銀行支店は、預金等の受入れ（法第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者等の保護に資するため、預金者等に対し、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一　取り扱う預金等は、預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象ではないこと。

二　外国銀行支店に係る外国銀行が破綻した場合において、預金等の払出しがある場合であつても、当該払出しが迅速に行われないことがあること。

三　その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

第三十一条を次のように改める。

（国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金）

第三十一条　令第十三条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（外国銀行支店に係る令第十二条の二に規定する特殊の関係のある者（同条第一号から第五号までに掲げる者に限る。）に対するものを除く。）とする。

一　貸借対照表のコールローン勘定に計上されるもの

二　国内において確実な担保を徴しているもの（前号に掲げるものを除く。）